

配偶者などからの暴力(DV) 被害者への支援金について

地域政策課 内線232

配偶者などからの暴力(DV)被害者で、現在の居住地に住民登録ができないため、定額給付金及び子育て応援特別手当(平成20年度版)が受けられない方に、町独自の「支援金」制度を創設し、定額給付金相当額などを給付し、配偶者などの暴力から逃れ経済的に困窮している被害者の生活や子育てを支援します。

【申請期間】11月2日(月)～平成22年3月31日(水)

【対象者】次の要件をすべて満たす方

- ①平成21年2月1日(以下「基準日」という。)以前にDV被害者として公的機関に相談、または何らかの支援を受けた事実が確認できる方及び同居するその家族で、定額給付金の給付及び子育て応援特別手当(平成20年度版)の支給を本町または他市区町村から受けていない方
- ②基準日以前から町内に居住し、申請後も居住する意思がある方で、かつ、住民登録地が実際の居住地と異なっている方

【受け付け】役場第2庁舎地下1階地域政策課

8:30～17:15(土・日・祝日を除く。)

※申請書などを郵送希望の方はご連絡ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から送付されます

小田原社会保険事務所 ☎22-1391

国民年金保険料は、納付した全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際は、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要になりますので、大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するお問い合わせは、専用ダイヤル☎0570-070-117をご利用ください。

国民健康保険料・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料の納付額通知の発送について

住民課 内線325・介護課 内線342

平成21年中にお支払いの国民健康保険料、長寿(後期高齢者)医療保険料及び介護保険料の納付額通知については、例年どおり平成22年1月下旬に発送する予定です。確定申告などにご利用ください。

介護保険・日本年金
国民年金・保険
DV被害者支援金

障害者控除対象者の認定申請及び介護保険料の減免申請

介護課 内線348

○障害者控除対象者の認定申請について

障害者手帳などを取得していない「65歳以上のねたきり老人などの方」(概ね要介護4・5の方)でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」の対象となります。

○介護保険料の減免申請について

生活保護基準以下の低所得の方で、生活保護を受けずに自立し、生計を維持している65歳以上の方に対して、介護保険料の一部を減免する制度があります。※詳しくは、介護課までお問い合わせください。

にっぽん

「日本年金機構」が平成22年1月1日からスタート!

神奈川社会保険事務局総務課 ☎045-650-2001

- 皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。
- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

